

「神戸のフィールドパビリオン魅力発信事業」企画及び運營業務委託 仕様書

1 業務名

「神戸のフィールドパビリオン魅力発信事業」企画及び運營業務

2 業務目的

2025年の大阪・関西万博に向けて、現在、「”HYOGO”の価値の再発見・再評価」をめざし、様々な県内のフィールドパビリオンが登録されている。その中で神戸市内のフィールドパビリオンを詳しく紹介することで、地域住民が地域の魅力や”神戸らしさ”を再発見し、マイクロツーリズムとしてプログラムを楽しむ機会を創出する。またSNS発信や専用ウェブサイトにより、地域にとどまらず全国の幅広い世代への情報浸透を図り、地域の活性化やさらなる魅力発信につなげる。

3 事業概要

(1) 神戸地域フィールドパビリオンの周遊を促進するウェブサイトとガイドマップの作成

フィールドパビリオンの公式ウェブサイト[ひょうごフィールドパビリオン \(expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp\)](http://hyougo-fieldpavilion.jp)とは別に、神戸地域に特化しきめ細やかに紹介し、各フィールドパビリオンの周遊を促進するウェブサイトを作成する。またウェブサイトと連動した紙のガイドマップを作成する。周遊を促進するための方法についても併せて提案する。

- ・サイト公開目標 令和6年12月6日（金）
- ・ガイドマップ納品 令和7年2月下旬
- ・ガイドマップ発行部数 5,000部
- ・ガイドマップ配架箇所 30件程度

(2) メディアを用いた発信

神戸市内の主な体験プログラムをインフルエンサー等が訪問して実際に体験し、その魅力をSNS等各種メディアで発信する。

- ・回数 9件以上（各区1件目安）
- ・実施期間 令和6年10月～令和7年2月（月に1～2件発信）

4 業務内容

(1) 神戸地域フィールドパビリオンの周遊を促進するウェブサイトとガイドマップの作成

<企画提案項目>

- ① 神戸市内のプログラムの各体験を紹介するウェブサイトと、それと連動するガイドマップの構成について具体的に提案すること。
- ② 地図上でフィールドパビリオンを体験できる位置を表示し、視覚的に分かり

やすくすること。

- ③ Google マップと連動させること。
- ④ 地図上の各体験場所をクリックすることで、詳細な情報を表示できるようにすること。また、各フィールドパビリオン事業者の SNS やウェブサイトのリンクを貼れるようにすること。
- ⑤ ④において、(1) の取材先の体験場所については、QR コード表示などで対象 SNS やインフルエンサーの発信情報を確認できるようにするなど、(2) のメディア発信と連動させること。
- ⑥ マップ編集時に認定されているプログラムを網羅すること。(令和 6 年 3 月時点で 33 件。今後追加認定があるため見積もりは 50 件で算定すること。但し実績に応じて精算をおこなう)
- ⑦ 各体験の魅力を分かりやすく反映すること。
- ⑧ ガイドマップの紙面構成イメージについて提案すること。
- ⑨ ガイドマップの活用方法について提案すること。
- ⑩ 各フィールドパビリオンの周遊を促進する提案をすること。

<運営実施項目>

- ① 専用ウェブサイトのページを開設し、またリンク用のバナーを作成すること。
- ② ウェブサイトの更新に対応するシステムとすること。
- ③ ガイドマップの配架場所は神戸県民センターと協議すること。
- ④ ガイドマップの配架場所への配送をすること。送付先は県民センターがデータ提供をする。
- ⑤ 後述の(3) 運営に係る共通事項に基づいた運営を行うこと。

(2) メディアを用いた発信

<企画提案項目>

- ①神戸市内の主な体験プログラムをインフルエンサー等が訪問して実際に体験し、SNS 等各種媒体でその魅力を効果的に発信する方法を提案すること。

【媒体の例】

ア) SNS での発信

((1) のウェブサイトと連動する SNS アカウントで各体験ごとに配信する
(写真は複数枚入れること)

イ) インフルエンサーの SNS やウェブサイトなど、その他メディアでの発信

ウ) その他独自媒体での発信

また、留意点は下記のとおりとする。

- ア. 最低 9 件 (各区 1 件とする。プログラムのない区はプログラムの多い区から代替する) 制作をすること。
- イ. インフルエンサー等の選定については神戸県民センターと協議すること。
- ウ. 体験プログラムの選定については、神戸県民センターと協議をすること。
- エ. 体験プログラムは地域特性や各見どころの魅力を感じる内容とし、似たようなプログラムを選ばないこと。

オ. 体験プログラムの詳細情報を含めること。

<運営実施項目>

- ① 各媒体での発信や記事の閲覧回数等を報告すること
- ② 後述の（３）運営に係る共通事項に基づいた運営を行うこと。

（３）運営に係る共通事項

（１）～（２）の取材・事業実施について、イベントは以下のとおり運営すること。

- ① 効果的な広報活動を行うこと。
- ② 神戸市内のフィールドパビリオン各プログラムの情報は、神戸県民センターが提供する。ただし新プログラムなど写真が提供できないものについては受託者が写真を入手すること。
- ③ 近隣住民や周辺施設の迷惑を防止する対策及び配慮をすること。
- ④ 必要があれば、関係行政及び関係施設等への調整及び許可を取得すること。
- ⑤ 関係法令に照らして、問題のない運営を行うこと。
- ⑥ 問い合わせに対応すること。
- ⑦ その他、事業に関する一切のこと。

５ 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

６ 委託料

4, 0 0 0 千円（消費税および地方消費税込み）

７ 実績報告

以下のものを委託期間内に提出すること。

- （１）ガイドマップの電子データ（PDF 及びイラストレータ形式の最終データを CD-R に保存）および紙媒体（各 10 部）
- （２）実績報告書、収支決算書の電子データ及び紙媒体（全て A4 版、各 2 部）※報告書には、発信した内容や各媒体での発信や記事の閲覧回数等について記載すること。

８ その他留意事項

- （１）本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。
- （２）新型コロナウイルスの感染拡大状況など、その他事業内容に含まれない不測の事態によって、契約後においても事業を中止・変更する場合がある。中止・変更時の精算・契約変更等の対応については、受託者が代替措置について速やかに県へ提案し、協議の上で定める。なお、事業中止となった場合は、県が本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務の参考とするため、受託者は、県から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した本業務に関する費用について積算したものを、県の指示する日時までに提出すること。

- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ契約担当者の書面による承認を得た場合は、再委託等することができる。
- (4) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権は県に帰属する。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うこととする。
- (5) 本業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法及び兵庫県個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (6) 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、県と連絡を取りその指示に従うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、県と受託者とは、適宜必要に応じて協議を実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。
- (8) 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。
- (9) 備品（1品10万円以上）の調達についてはリース又はレンタルによること。
- (10) 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。
- (11) 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。
- (12) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。
- (13) 事故・損害等の対策や対応については、第一義的には受託者において対応すると。
- (14) 本仕様書に記載のない事項は、県と受託者との協議により定める。

【別紙1】

区分	仕様	部数	納期	送付箇所
神戸地域フィールドパビリオンガイドマップ	(提案に準ずる) 【例】 A3版 両面4色刷り 二つ折り 上質紙110kg/m ²	5,000部	2月下旬	約30箇所

※送付リストは県がデータにより提供する。